

## 北海道学校給食用牛乳供給事業に係る 供給価格等決定実施細則

学校給食用牛乳供給事業に係る供給事業者及び供給価格の決定に当たっては、「北海道学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定要領」（以下「決定要領」という）に定めるもののほか、この実施細則によるものとする。

### 1 供給事業者となることができる者の要件について

- (1) 決定要領 2 の(1)のイの「都道府県知事等」については、都道府県知事のほか、保健所を設置する市にあっては市長を指しており、また、「立入指導等」については、都道府県等が定める年間指導計画に基づく指導の他、事業者からの要請を受けて保健所が実施する検査（いわゆる要請検査と呼ばれるもの）、営業許可の更新に係る立入指導も含む。
- (2) 決定要領 2 の(1)のウの「十分に学校給食用牛乳の供給が見込まれる場合」は、当該乳業者からの過去 2 カ年の生乳の搬出入及び処理実績の提出により確認する。

### 2 見積価格の徴集の際提示する条件について

- (1) 決定要領 4 の(2)のウの「供給形態」は次のとおりとする。
  - ア 飲用牛乳は、紙装またはビン装とし、児童又は生徒に対し、支障なく喫食できるよう配慮するものとする。

ただし、あらかじめ、供給区域を管轄する市町村教育委員会及び供給を受ける学校の同意がある場合には、紙装またはビン装以外の容器を用いることができる。
  - イ 調理用牛乳は、缶装、紙装、ビン装等のいずれの形態での供給も可とする。
  - ウ 環境に配慮した取組などの推進については、予め、供給区域を管轄する市町村教育委員会及び供給を受ける学校と必要に応じて調整するものとする。
- (2) 決定要領 4 の(2)のウの「配送日時」は、給食への供給に可能な時間とし、学校ごとの配送日時については供給事業者の決定後、供給事業者と学校で調整するものとする。

### 3 代理人の委任について

- (1) 株式会社などの法人等の代表者以外の者が代表者の代理人として決定要領4の(6)のウの見積価格の提出及び協議を行う場合は、委任状の提出を求めるものとする。
- (2) 複数の乳業者の代理人となることはできないものとする。

### 4 くじ引きによる決定について

- (1) くじ引きはあみだくじとする。
- (2) 当日欠席した者がくじ引きの該当者になったとき又はくじ引きを拒否した者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くこととする。

### 5 協議による決定について

- (1) 決定要領4の(6)のウの(イ)の協議による決定は、次の者を協議の対象者とする。
  - ア 決定要領4の(6)のウの(ア)で見積価格を提出した乳業者。
  - イ アの乳業者が存在しない場合は、隣接する区域の乳業者。  
離島の場合は、フェリーターミナル所在の区域を隣接する区域と見なすものとする。
- (2) (1)の乳業者との協議の結果供給事業者等が決定しない場合は、知事が別に定める期日に再度見積価格表の徴集を行い、供給事業者及び供給価格の決定を行う。
- (3) (2)によっても供給事業者及び供給価格が決定しない区域がある場合は、教育庁と協議の上、当該区域の供給事業者及び供給価格の決定を行う。

### 6 談合情報の取扱いについて

談合情報の取扱いについては、「談合情報対応手続」（平成12年6月21日付け局総第224号出納局長通知）に準じるものとする。この場合において「支出負担行為担当者」は「農政部長」と読み替えるものとする。